相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区下渋佐字湊一八三番地、最後の住所福島県南相馬市原町区下渋佐字湊二一四番地の二

被相続人　亡　平田　芳正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地

弁護士法人新開法律事務所南相馬事務所

相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区下渋佐字湊一八三番地、最後の住所福島県南相馬市原町区下渋佐字湊一五六番地　被相続人　亡　平田　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地

弁護士法人新開法律事務所南相馬事務所

相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市下高津一丁目六番、最後の住所茨城県土浦市並木四丁目八番二八号

被相続人　亡　泉　淑男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

事務所茨城県土浦市桜町三丁目七番二号

横山ビル一階奥庭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥庭　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原四丁目三番、最後の住所埼玉県川口市元郷二丁目一五番一―三七〇九号

被相続人　亡　藤田　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目八番地二ＮＭビル六階　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大野　峻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市白潟本町三三番地、最後の住所千葉県白井市桜台二丁目六番四棟三〇三号

被相続人　亡　出雲　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

事務所千葉市中央区中央三―九―九エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市美浜区真砂三丁目一三番、最後の住所千葉県習志野市東習志野一丁目一一番二一―三〇一号　被相続人　亡　福士　邦昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一一番一一号ニュー豊田ビル二階千葉綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生稲めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸七丁目一一番地六、最後の住所千葉県船橋市海神三丁目二一番九号

被相続人　亡　佐藤　公昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒川　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市用田二六七二番地、最後の住所神奈川県藤沢市葛原一四〇三番地の五

被相続人　亡　山田　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市飯田岡一二四番地、最後の住所神奈川県小田原市飯田岡一二四番地

被相続人　亡　杉田　芳郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

神奈川県小田原市本町一丁目五番二五号

相続財産管理人　弁護士　中野智一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区西久保町一八九番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市中島一三七九番地二―Ｂ―五〇六号ベルパーク湘南茅ヶ崎

被相続人　亡　鷲見　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階

相続財産管理人　弁護士　樋口　華恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市員弁町岡丁田二〇〇一番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　服部　盛夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

三重県四日市市安島一丁目二番二七号ジェックＳビル二階あおば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田すみ江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府四條畷市中野本町四〇番、最後の住所大阪府枚方市長尾元町七丁目六五番一一号　被相続人　亡　濵田　貴行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階

相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

第16期決算公告

平成28年5月24日

東京都墨田区本所一丁目４番18号

ときめきドットコム株式会社

代表取締役社長　犬飼　貴浩

貸借対照表の要旨

（平成28年２月29日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	160,303	流動負債	1,336,122
固定資産	12,760	（賞与引当金）	(695)
投資その他の資産	12,760	固定負債	10,059
		株主資本	△1,173,118
		資本金	350,000
		資本剰余金	350,000
		資本準備金	350,000
		利益剰余金	△1,873,118
		その他利益剰余金	△1,873,118
		（うち当期純損失）	(188,378)
資産合計	173,063	負債・純資産合計	173,063